

福祉部

重点目標

- 1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組
- 2 国保制度改革への的確な対応と医療費適正化の推進
- 3 福祉医療費給付制度の見直し
- 4 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 5 生活困窮者の自立支援強化
- 6 住民の参加と協働による地域福祉の推進

平成29年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 地域包括ケアシステム構築に向けた取組 | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 1位 |
|----------------------------------|--|----------------------------------|---|---|--|----|
| 総合計画における位置付け | 第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | 1-2-③ | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | |
| 現況・課題 | 上田市は、高齢者数、高齢化率ともに伸びており、急速に高齢化が進んでいます。また、平均寿命も伸びており、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かし、生きがいを持てるような支援、施策が必要となっています。介護保険事業は、第6期高齢者福祉総合計画(平成27～29年度)に基づき、団塊の世代(昭和22～24年に生まれた世代)が後期高齢者となる2025年に向けた中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計するとともに施策について計画しています。その中で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に、住み慣れた地域において提供される「地域包括ケアシステム」の構築が、主要な課題となっており、このための施策展開が必要となっております。また、持続可能な介護保険制度の確立のため、全国一律の介護給付等から、地域で助け合う互助の仕組みによる地域支援事業(市町村独自の事業)に移行してきており、今後も一層この流れが進むことから、これに対する施策展開が求められています。 | | | | | |
| 目的・効果 | 高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図る。 具体的には、①多様な生活支援の充実、②介護予防の推進、③医療・介護連携の推進、④認知症施策の充実、⑤高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、⑥介護予防・日常生活支援総合事業の定着、を基本的な視点として事業展開を図り、これにより、地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。 | | | | | |
| | 取組項目及び方法・手段(何をどのように) | 期間・期限(いつ・いつまでに) | 数値目標(どの水準まで) | 中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度) | 期末報告(目標に対する達成状況・達成度) | |
| ① | ○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (1)訪問型・通所型サービスA新規事業所の参入 (2)地域リハビリテーション事業の実施 (3)地域サロン事業の推進 | (1)年度内 (2)年度内実施 (3)年度内実施 | (1)5事業所を目標 (2)90か所を目標に実施 (3)新規に10か所を目標に実施 | (1)新規に5事業所が参入 (2)103か所を実施 (3)新規4か所を実施 | (1)新規に5事業所が参入(計23事業所) (2)107か所を実施 (3)新規5か所に助成(計21か所) (未達成理由)地域リハ事業実施中の自治会内でサロン設置の希望もあったが、認めていないこと等 | |
| ② | ○在宅医療・介護連携事業の推進 (1)医療介護関係者間において、情報共有等を目的とした在宅医療・介護連携推進事業研究会の開催 (2)在宅医療・介護連携に関連した研修会の開催 (3)情報共有のための手段の構築 | (1)年度内実施 (2)年度内実施 (3)年度内実施 | (1)2回開催 (2)1回開催 (3)情報共有システムの導入 | (1)1回開催(平成29年9月28日開催) (2)年度内実施に向け調整中 24時間在宅ケアサービス推進講演会は10/16開催予定 (3)実施に向け作業中(情報収集のための調査表の作成等) | (1)2回開催(9/28、2/27) (2)24時間在宅ケアサービス推進講演会2回開催(10/16、2/23) 終末期医療講演会(1/18) (3)医療・介護情報システムの構築(平成30年3月下旬稼働) | |
| ③ | ○認知症施策の実施 (1)認知症初期集中支援チームの運営 (2)認知症カフェ設置の推進 (3)認知症高齢者等支援ネットワーク協議会開催 | (1)年度内実施 (2)年度内実施 (3)年度内実施 | (1)月1回チーム会議の開催 (2)新規に5か所を目標に実施 (3)2回開催 | (1)専門医を含めた認知症初期集中チーム会議11回開催 (2)新規認知症カフェ1か所の設立資金を助成 (3)1回開催(平成29年8月1日開催) | (1)専門医を含めた認知症初期集中チーム会議25回開催 (2)新規1か所に助成(計4か所) (未達成理由)開設の意向はあるが、年度内設置に至らなかったため。 (3)2回開催(8/1、2/28) | |
| ④ | ○生活支援体制整備事業の推進 (1)第1層協議体の会議開催 (2)第1層協議体の生活支援コーディネーター配置 (3)第2層協議体、生活支援コーディネーター配置検討 | (1)年度内実施 (2)年度内実施 (3)年度内実施 | (1)2回開催 (2)9月までに配置 (3)先進地視察及び研修会開催 | (1)2回開催 (2)第1層生活支援コーディネーター配置(高齢者介護課職員) (3)研修会開催(6/12)先進地視察(10/4柏市予定) | (1)2回開催(6/22、8/25) (2)第1層生活支援コーディネーター配置(高齢者介護課職員) (3)研修会開催(6/12)先進地視察(10/4柏市) 30年度モデル事業実施方法の検討 | |
| ⑤ | ○第7期高齢者福祉総合計画の策定 (1)介護保険運営協議会への諮問 (2)介護保険運営協議会での審議、県との調整(給付状況分析、サービス見込量推計等) (3)介護保険運営協議会からの答申 | (1)6月 (2)6月～1月 (3)1月 | 平成30年度～平成32年度までの高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体化した高齢者福祉総合計画を策定する。 | (1)平成29年6月29日協議会において市長より諮問 (2)2回開催(6/29、9/25) (3)平成30年1月予定 | (1)平成29年6月29日協議会において市長より諮問 (2)6回開催(6/29、9/25、11/20、12/22、1/10、3/23) (3)平成30年1月17日に市長に答申 | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 単身世帯の増加、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援体制整備事業の推進により、ボランティア、NPO、民間企業、各種団体など多様な主体が生活支援・介護予防の担い手となる仕組みづくりを進めます。 また、介護予防サポーター、認知症サポーター等の皆さんが活動できる場を創出するなど、地域全体で助け合う仕組みである地域包括システムが市民の皆さんに実感できるよう進めてまいります。 | | | ○取組による効果・残された課題 平成29年度は、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、訪問型・通所型サービスA事業の定着、在宅医療・介護情報システムによる連携を推進する体制づくりの構築、認知症初期集中チーム設置による体制整備、第1層協議体の設置及びコーディネーターの配置により来年度からの生活支援体制整備のモデル事業開始の道筋をつくったことなど、地域包括ケアシステムを深化・推進するための基盤整備を進めることができました。これらをベースに第7期高齢者福祉総合計画に基づく具体的な施策を展開し、市民の皆さんに地域包括ケアシステムの実感をもっていただけるようにすることが次なる課題です。 | | |

平成29年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 国保制度改革への的確な対応と医療費適正化の推進 | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 2位 |
|----------------------------------|--|--|--|---|--|----|
| 総合計画における位置付け | 第4編 ともに支え合い健やかに暮せるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | 1-2-③ II-1-② | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | |
| 現況・課題 | <p>(1)平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正」により、平成30年度から国保は都道府県単位となります。県では国から示されたガイドラインに基づき、市町村が県に納める国保事業費納付金及び国保税の算定方式や標準的な税率を示すこととなっており、平成29年度は新制度移行する直近年であり、移行への的確な準備が必要です。</p> <p>(2)国保運営が県単位化となっても、適用、賦課、徴収、給付、保健事業は市町村が実施することとなっています。財源も含めて、上田市で実施する独自事業の検討が必要です。</p> <p>(3)特定健診実施率は、横ばいで推移しており、県内平均に及ばない状況であるため、実施率向上が重要な課題となっています。</p> <p>(4)国保レセプト情報、特定健診データ、介護データを合わせたKDBシステムを活用するデータ・ヘルス計画では、上田市国保被保険者の健康課題として、要介護の最大原因疾患となっている脳血管疾患と糖尿病の重症化予防を優先して取り組むことが必要とされています。また、40歳になって初めての特定健診受診で有所見者が多い傾向があり、40歳未満に対する健診実施による早期発見、予防が求められています。</p> | | | | | |
| 目的・効果 | <p>(1)国保制度改革では、県が財政運営を担うことから、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して納付金を決定するため、県内市町村の保険料(税)の平準化が図られ、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化が推進されます。</p> <p>(2)また、国保制度改革にあたり、収納率の向上、医療費の適正化の取り組みを進めることで、国保被保険者の負担を軽減することが可能となるよう、市町村にインセンティブを与え保険者機能の役割を強化するための「保険者努力支援制度」が創設され、国の定める基準により、国・県からの交付金が交付されます。</p> <p>(3)特定健診・特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の早期発見・予防、また糖尿病等の重症化防止に努めることで、国保被保険者の健康増進と医療費の適正化を図るとともに、将来的な国保財政の健全運営に資することができます。</p> | | | | | |
| | 取組項目及び方法・手段(何をどのように) | 期間・期限(いつ・いつまでに) | 数値目標(どの水準まで) | 中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度) | 期末報告(目標に対する達成状況・達成度) | |
| ① | ○税率の検討等の国民健康保険制度改革への準備 (1)制度改革に向けた国保事業のあり方を財源も含めて検討し、決定します。 (2)県が示す運営方針に沿った賦課方式、標準税率に基づく国保税率の改定を行います。 (3)システム改修や事務体制の検討を進めます。 | (1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 | (1) 平成30年4月から運用できるようにします。 (2) 国保運営協議会で協議のうえ、平成30年2月議会に上程します。 (3) 平成30年4月から運用できるようにします。 | (1)県が示した納付金、標準保険税率を踏まえ、賦課方式や改定税率の試算及び検討を行っている。 (2)8月3日に開催した第1回国民健康保険運営協議会に制度改革に向けた国民健康保険事業のあり方を諮問し、検討を開始した。 (3)国保連等の研修会へ参加するとともに、システム改修の逐次実施やデータ送信の試行等の準備を進めている。 | (1)(2)事業の在り方と財政について国民健康保険運営協議会で協議のうえ答申をいただいた。答申を尊重し、運営及び改定税率について、平成30年3月議会で条例改正を議決していただいた。 (3)年度内にシステム改修を完了。事務体制等は、課内及び関係課へ説明を行い、情報共有し統一した事務処理で平成30年4月から運用することとした。 | |
| ② | ○医療費適正化の取組 (1)第三期特定健診・特定保健指導実施計画及び第二期データ・ヘルス計画の策定 (2)特定健診・特定保健指導実施率の向上を図り、生活習慣病の早期発見・予防により被保険者の健康増進、関連医療費の節減を図ります。 (3)制度改革に合わせ導入される保険者努力支援制度による評価指標として追加を予定されている特定健診以外の検診(がん検診等)等の取組を研究・検討します。 (4)生活習慣病の早期発見・予防により被保険者の健康増進、関連医療費の節減を図ります。 (5)30歳～39歳までの若年健診を実施し、生活習慣病の早期発見・予防、重症化防止と健診受診への意識付けを行います。 (6)第三者賠償請求の取組推進 柔道整復療養費の調査や保険会社への確認を通じて適正化に向けた取り組みを進めます。 (7)後発医薬品利用促進 後発医薬品利用差額通知を送付し、一層の利用促進を図ります。 | (1) 3月末 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年 (5) 6月～1月 (6) 通年 (7) 9月、2月に差額通知 | (1)国の計画に添い、両計画ともともH30から35年度の6年度間 (2)特定健診実施率 40% (4)糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿った取り組み (5)若年健診受診者数 400人 (H28年度 288人) (6)傷病届自主提出率50%以上 (H28年度 45%) (7)後発医薬品使用割合 72% | (1)国が示す指針等、情報収集を行い、計画策定の準備を進めている。 (2)5月に該当者全員に受診券等を送付した。9月には未受診者に受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し受診勧奨等を実施した(約22,000通 9月末休日健診申込者数約460人) 受診機会の確保のため11月～12月の日曜日6日間(5会場)の休日集団健診を実施する予定で準備中。 (3)各種健診申込みに合わせて健康推進課と連携し、がん検診受診に関するパンフレットを送付し受診を促した。 (4)糖尿病重症化予防研修会を2回開催、糖尿病予防シンポジウムへの参加、8月1日の広報で生活習慣病予防の啓発を行った。 (5)9月に未受診者に受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し受診勧奨等を実施した(約3,500通)9月末休日集団健診申込者約340人。 (6)被保険者への勧奨や保険会社への確認を継続して実施している。 (7)8月に広報で利用促進勧奨記事を掲載。9月に差額200円以上の該当者1,154人に差額通知を送付し、使用促進を図った。(7月末時点使用割合 68.8%) | (1)H30.3月策定済み。 (2)未受診者に対する受診機会の確保として、11月～12月の日曜日6日間(7会場)で休日集団健診を実施した。(336名が受診) H30.3月末暫定受診率 36.2% ・民生・児童委員ブロック会議17か所で、特定健診への受診勧奨を実施した。 ・保健師等により訪問及び電話による受診勧奨を行った。 (3)休日集団健診の申込みに合わせて健康推進課と連携し、がん検診受診に関するパンフレットを送付し受診を促した。 (4)糖尿病重症化予防研修会を2回開催、糖尿病予防シンポジウムへの参加、広報で生活習慣病予防の啓発の実施。 (5)若年健診受診者数 H30.3月末現在242人(28年度285人)29年度当初申込者数 380人 受診率 63.7% (6)傷病届自主提出率 32.65%(H28 26.0%) (7)8月と10月に後発医薬品利用促進の勧奨記事を広報に掲載し啓発を図り、利用差額200円以上となる該当者に差額通知を2回送付し利用促進を図った(9月:1,154通、2月:1,383通)。平成30年2月末時点の使用割合は76.8% | |
| ③ | ○国保税収納率の向上と適用の適正化の推進 (1)収納管理課と連携し、口座振替の推進するとともに、滞納者へ折衝機会を確保するために被保険者証の窓口交付を実施します。 (2)年金被保険者情報を活用した脱退勧奨に加え新たに加入勧奨を推進します。 | (1) 通年 (2) 通年 | (1)口座振替勧奨文の送付及び短期被保険者を対象にした窓口交付 (2)脱退届出勧奨通知の送付。加入勧奨手順の検討と実施。 | (1)7月初納税通知書発送時に口座振替申込みはがきを同封した。窓口での国保加入手続時に、口座振替による納付の勧奨を行っている。 9月末に、保険証の窓口交付を実施。呼び出し期間中は19時半まで窓口時間を延長。(対象世帯 1,140世帯) (2)国民年金喪失者リストを活用し、脱退勧奨通知を毎月送付した。加入勧奨手順については、上半期の検討を受け、年度末までにマニュアルを作成する。 | (1)毎月、新規加入者に発送する更正通知書及び納税通知書へに口座振替申込みはがきを同封した。 窓口交付対象者のうち未来庁舎に対して、12月と2月に再勧奨通知を発送するとともに、平成29年12月と平成30年3月に臨時窓口を開設した。3月末短期証送付対象 世帯 (2)国民年金喪失者リストを活用し、脱退勧奨通知を毎月送付した。また、加入勧奨については、平成30年1月に実施したが、問い合わせが数件、加入手続き者もいなかったことから、今後の実施について検討していく。 | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ・30～39歳の被保険者に対し低額で受診できる健診機会を提供することで、より早期からの生活習慣病の発見・予防を図り、健診受診の習慣化や健康づくりの支援を行うことができます。 ・後発医薬品利用差額通知の対象者拡大により、より多くの方に後発医薬品利用促進の周知を行うことができ、被保険者の医療費負担の軽減につなげることができます。 | | | ○取組による効果・残された課題 【効果】・平成30年4月1日からの国保制度改革に向け、税率改定、システム改修、事務処理方法の見直し、住民への周知などについて、計画的な準備を進めた結果、円滑な移行ができた。 ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度について、市民に解りやすい周知を実施し、軽減判定等の見直しの対応も円滑に実施できた。 【課題】・特定健診の受診率は年々増加傾向にはあるが、県平均より低く、大きな伸びに至っていない。 | | |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-------------------------|---|---|---|-------------|-----------|
| 重点目標 | 福祉医療費給付制度の見直し | | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 3位 |
| 総合計画における位置付け | 第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第2節 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | | I-2-③ | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | | |
| 現況・課題 | ・ 県の福祉医療費検討委員会において、現在償還払い方式により行っている福祉医療費の支払いを、受給者負担金はそのまま現物給付方式に変更する方針が出され、平成30年4月から実施となる予定である。 | | | | | | |
| 目的・効果 | ・ 福祉医療費の交付方式の見直しに伴い、支給対象者の医療機関への受診がしやすくなる。 | | | | | | |
| | 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | | |
| ① | ○福祉医療費給付金制度の見直し ・ 現物給付方式移行の対応（H30年4月～） | 通年 | (1) 給付方法変更に対応するシステムの構築 (2) 給付方法変更の広報 (3) 移行業務体制への準備 | (1) 給付方法変更の詳細について、未だ不確定部分があり、システム構築は、12月補正予算対応予定。 (2) 給付方法変更については、12月議会上程予定の条例改正で正式決定後、広報予定。 (3) 移行業務体制への準備は、変更箇所の洗い出し等可能な部分から実施。 | (1) 現物給付対応システムは、12月補正予算議決後、契約、平成30年3月に構築済。 (2) 給付方法変更の広報は、12月議会で例規改正後、平成30年1月にHP掲載済、広報うだは、6月1日号に掲載予定。 (3) 三師会への説明、新規受給者の現物給付対象者向けちらしの配布を実施。 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ・ 現物給付方式により、窓口での支払いが軽減され、自動償還払い方式による一時的な負担が不要となる。 | | | ○取組による効果・残された課題 現物給付方式導入の準備が整い、制度関係者の理解及び対象者への制度周知が進んだ。 制度施行に向け、受給者証、ちらし等の印刷、広報うだへの掲載による更なる周知、受給者証の交付事務を滞りなく実施する必要がある。 | | | |

平成29年度 重点目標管理シート

| 重点目標 | 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実 | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 4位 |
|---|---|--|---|--|-------|----|
| 総合計画における位置付け | 第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | I-2-③ | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | |
| 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 急激な高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親亡き後の生活の安定と医療的ケアが必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 障がいのある人が地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。 | | | | | |
| 目的・効果 | 障がいの有無に関わらず、全ての市民が住み慣れた地域で、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。 | | | | | |
| 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | | |
| ① ○障がいへの理解と啓発・障害者差別解消法への対応 (1) 障がいを理由とした差別に対応した相談体制の充実 ・ 上小圏域の実務者会議、代表者会議の開催 (2) 職員の障がいへの理解の向上 ・ 窓口における適切な対応をするための障がいの理解 (3) 市民等への普及・啓発 ・ 住民ニーズに応じた制度説明や意見交換 | (1) 4月～ (2) 4月・10月 (3) 通年 | (1) 障がいを理由とした差別の相談に適切に対応するとともに、事案によっては、上小圏域の実務者会議・代表者会議により情報の共有を図ります。 (2) 障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】により、4月に新任職員研修、10月に一般職員研修を開催します。 (3) 関係団体との懇談を年1回開催するとともに、広報や出前講座等の開催による啓発を進めます。 | (1) 合理的配慮について3件の相談があり、関係機関に事実確認し、障がい特性に応じた対応を依頼しました。 (2) 4月に新任職員向けの研修を行いました。 (3) 9月に障がい者団体等との懇談会を実施し、11団体（機関）・28人が参加し、障がい者福祉施策や第5期上田市障がい福祉計画・第1期上田市障がい児福祉計画の策定について説明し意見交換を行いました。出前講座は、2件の依頼に対応しました。このほか、各種団体の総会等で制度の周知や啓発を図りました。 | (1) 合理的配慮について3件の相談があり、関係機関に事実確認し、障がい特性に応じた対応を依頼しました。 (2) 4月に新任職員（50人）向けに「障がいの理解」についての研修、10月に一般職員（138人）向けに「聴覚障がいの理解と手話講座」の研修を行いました。また、11月には上田地域広域連合が主催する消防署職員向けの「手話講座」に協力しました。 (3) 9月に障がい者団体等との懇談会を実施し、意見交換を行を行ったほか、各種団体の総会等で制度の周知や啓発を図りました。出前講座は、6件の依頼に対応しました。 また、広報うえだ2月16日号に「ぶれジョブ活動」の特集記事を掲載し、障がいへの理解についての啓発を行いました。 | | |
| ② ○障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点等の体制整備、促進 ・ 緊急ショートステイ事業の円滑な実施 ・ 医療的ケアが必要な障がい児者への支援体制の構築 ・ 地域定着支援台帳の整備 (2) 障がい者の権利擁護の推進 ・ 障がい者虐待の防止と適切な虐待対応 | (1) 通年 (2) 通年 | (1) 地域生活支援拠点等の円滑な実施を進めます。 ・ 緊急ショートステイ事業について、検証を行いながら円滑な実施を進めます。 ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者の在宅支援の体制整備を検討します。 ・ 24時間の相談体制の充実のため、支援の必要な方への地域定着支援台帳の整備・促進を図ります。 (2) 障がい者虐待事案に対して、迅速に、適切な支援をします。施設従事者による虐待を防止するために、研修会への積極的な参加を呼びかけます。 | (1) 地域生活支援拠点等の各事業を推進しました。 ・ 緊急ショートステイ事業については、上半期の利用者は0件でしたが、地域定着支援台帳を輪番法人間で持ち回り、緊急時の利用に備えました。 ・ 医療的ケアが必要な方への支援体制について、圏域の自立支援協議会で医療的ケア児者支援検討委員会が開催され、医療的ケアが必要な障がい児者が在宅生活に戻る際の支援について検討が進められています。 ・ 24時間の相談体制の充実のため、地域定着支援台帳の作成を進め、75人の方に定着支援サービスの支給決定を行いました。 (2) 障がい者虐待に対する適切な対応が取れるよう、圏域の自立支援協議会により市町村職員向けの研修会を開催しました。上半期8件の相談があり、うち3件を虐待として認め対応をしました。 | (1) 地域生活支援拠点等の各事業を推進しました。 ・ 緊急ショートステイ事業については、利用者は0件でしたが、地域定着支援台帳を輪番法人間で持ち回り、緊急時に備えました。 ・ 医療的ケアが必要な方への支援体制について、圏域の自立支援協議会で医療的ケア児者支援検討委員会が開催され、医療的ケアが必要な新生児が退院後の在宅生活を支援するための相談体制について検討しました。 ・ 24時間の相談体制の充実のため、地域定着支援台帳の作成を進め、90人の方に定着支援サービスの支給決定を行い、76人の台帳を整備しました。 ・ 聴覚障がい者の緊急時にも対応できる手話通訳者等の名簿を圏域として作成し、病院群輪番制病院等の医療機関と消防本部での活用について調整しました。 (2) 障がい者虐待について、圏域の自立支援協議会により市町村職員向けの研修会や事例検討、次年度の取組み等について検討しました。虐待相談は、16件の相談があり、うち5件を虐待として認め対応しました。 | | |
| ③ ○第5期上田市障がい福祉計画の策定 (1) 審議会での検討 ・ 障がい福祉サービスの提供体制等の検討 ・ 国、県、上小圏域との整合性の確保 | (1) 4月～3月 | (1) 障害者施策審議会での検討とともに国、県、広域的な数値の整合性を図りながら策定します。 | (1) 障害者施策審議会を6月に開催し、第5期上田市障がい福祉計画と第1期上田市障がい児福祉計画の策定を諮問しました。8月には、計画に反映するため、障がい者及び障がい児の保護者、600人を対象としたアンケート調査を実施しました。 | (1) 障害者施策審議会が4回に渡り協議し、1月に計画案について答申をいただき、3月に計画として策定しました。 策定にあたり、障がい者及び障がい児の保護者を対象としたアンケート調査(対象600人 回答293人 回収率48.8%)や、障がい者等団体懇談会(13団体 28名参加)、パブリックコメントを実施し、意見聴取に努めました。 | | |
| ④ ○障がいのある方の経済的な自立を支援 (1) 平成29年度優先調達推進方針の策定 ・ 平成28年度実績の把握と検証 (2) 平成29年度調達方針に基づき調達の推進 ・ 庁内への協力依頼 ・ 事業所への説明会を開催し協力依頼 ・ 補助金等交付団体への協力依頼 | (1) 4月 (2) 5月～ | (1) (2) 平成29年度当初に方針を策定し、障がい者就労施設からの物品等の受発注の機会の増加を図ることで、障がいのある方の経済的な自立を支援します。 (平成29年度目標額：5,000千円) | (1) (2) 4月に平成29年度の調達方針の策定を行い、全庁的な取り組みを依頼するとともに、市からの補助金交付団体等へも協力をお願いしました。5月には、事業所に対して、上田市の取り組みについて説明を行うとともに、意見交換をしました。 | (1) (2) 調達方針に基づき、市各課及び、市からの補助金交付団体等に協力を依頼するとともに、事業所に対して市の取り組みについての説明と意見交換を行いました。 目標額5,000千円に対して4,273,946円の調達額となりました。 | | |
| ⑤ ○ 社会就労センター武石事業所の事業者選定及び移譲に向けた事務の適切な実施 | 4月～12月 | 移譲事業者選定委員会の開催と移譲事業者の決定に向け、選定委員の人選を行い、移譲方法を決定する。 | ・ 選定委員会は外部3人、庁内3人の委員として選定委員会を7月と8月に開催し、公募型プロポーザル方式により経営を移譲する事業者を決定した。 | ・ 公募型プロポーザル方式により審査した結果、(社)の木福祉会へ移譲することとなり、市有財産無償貸付契約を締結した。 ・ 平成30年3月16日に終了式を実施、同年3月31日をもって事務処理が完了した。 | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 | | ○取組による効果・残された課題 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に規定されている、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供について市民等への周知や制度の説明を行います。 地域生活支援拠点の運用に当たっては、関係機関等と連携を図り進めます。 障がい者の経済的な自立を支援するために、市の補助金等を活用する団体等へ障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の協力を求めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> 障がいへの理解を深めるため、引き続き市民等への周知や制度の説明を行うことが必要です。 医療的ケアが必要な障がい者（児）の日中の支援や緊急時の対応については、福祉分野だけで対応するのではなく医療機関等との連携も課題となっています。 障がい者虐待の通報件数が増えています。事業所内での適切な初動対応や苦情解決の体制の不備などによる相談も多く、施設管理者向けの虐待防止研修が必要となっています。 障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達については、目標額に達することができなかったことから、抜本的な対応が必要となっています。 | | | |

| 重点目標 | 生活困窮者の自立支援強化 | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 5位 |
|----------------------------------|---|---|--|---|---|----|
| 総合計画における位置付け | 第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | I-2-③ | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | |
| 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生している。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。 | | | | | |
| 目的・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画（計画期間：H25～29）の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼働能力がありながら働く場が得られない被保護者の就労支援を重点的に行い、自立助長に向けて取り組む。 | | | | | |
| | 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | |
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援を適切に行う。 (1) 就労準備支援事業の実施 (2) 家計相談支援事業の実施 (3) 子どもの学習支援事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 4月～3月 (2) 4月～3月 (3) 4月～3月 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 「労協ながの」へ委託し、生活保護受給者を含め10名に対し支援を実施。 (2) 社協のまいさぼ上田に職員を配置し家計管理面から支援を実施。 (3) 生活保護受給世帯の中学生6名に対し高校進学に向けた学習支援の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 労協ながのに委託し、生活困窮者5名、生活保護受給者4名に対して支援を実施 (2) まいさぼ上田での相談者のうち、延べ10名に対して家計に関する支援を実施 (3) 生活保護受給世帯の中学生6名に対し学習支援を実施 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援対象者9名（生活保護受給者5名、生活困窮者4名）に対して支援を実施、うち生活保護受給者2名が職場体験を行った。 (2) まいさぼ上田での相談者のうち、12名に対して家計計画表による支援などを行った。 (3) 4世帯4名（中学3年1世帯、中学2年2世帯、中学1年1世帯）の中学生への支援を実施、うち中学3年生は全日制普通科の高校に合格した。 | |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な生活保護の実施と制度の運用 (1) 就労自立給付金等の活用による就労自立 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を高める (3) 後発医薬品の使用促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 4月～3月 (2) 4月～2月 (3) 4月～3月 | <ul style="list-style-type: none"> ((1) 就労自立給付金等の活用により5世帯以上の自立を目指す。 (2) 被保護者40人以上の受診 (3) 使用割合75%以上 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労自立給付金を活用し5世帯が自立 (2) 被保護者17名が特定健診を受診 (3) 後発医薬品の使用割合81.5% | <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労自立給付金の活用により、6世帯が就労により生活保護から自立した。 (2) 被保護受給者のうち32名が特定健診を受診した。 (3) 後発医薬品の使用割合が81.5%となった。 | |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時福祉給付金（経済対策分）の適切な支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月～9月 ・申請期限 6月26日 | 申請分を9月までに完全給付 | 臨時福祉給付金については、予定どおり3月23日からの受付を開始し、受付を6月26日に終了。早期の支払となるよう事務を行った。（支給決定者27,078名） | 平成29年臨時福祉給付金については、予定どおり3月23日からの受付を開始し、受付を6月26日に終了。早期の支払となるよう事務を行い、7月には支払いが完了した。（支給決定者27,078名） | |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 <p>就労の準備支援事業、就労自立給付金、家計相談事業等により生活保護者の自立に向けた取組の実施。医療費扶助を抑えるため、特定健診の受診率を高める取組の継続的な実施。臨時福祉給付金の速やかで適正な支給。</p> | | | <ul style="list-style-type: none"> ○取組による効果・残された課題 <p>生活保護受給者の就労支援は、ハローワークとの連携により目標数値を上回る世帯が就労により自立となった。就労準備支援事業については、対象者数を増やす取組が必要である。</p> | | |

| 重点目標 | 住民の参加と協働による地域福祉の推進 | | | 部局名 | 福祉部 | 優先順位 | 6位 |
|----------------------------------|--|-------------------------|---|--|--|-------|----|
| 総合計画における位置付け | 第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第2節 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け | 戦略 施策体系 | 2014市長マニフェスト における位置付け | | I-2-③ | |
| 第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け | | | | | | | |
| 現況・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生している。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。 | | | | | | |
| 目的・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画（計画期間：H25～29）の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼働能力がありながら働く場が得られない被保護者の就業支援を重点的にを行い、自立助長に向けて取り組む。 | | | | | | |
| | 取組項目及び方法・手段（何をどのように） | 期間・期限（いつ・いつまでに） | 数値目標（どの水準まで） | 中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度） | 期末報告（目標に対する達成状況・達成度） | | |
| ① | ○第二次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1)住民支え合いマップの更なる有効活用と定着 ・マップの適切な維持管理と有効活用 (2)地域福祉推進のための啓発活動 ・地域福祉推進フォーラムの開催 | (1)通年 (2)5月～2月 | (1) ①要援護者台帳のデータベース化 ②要援護者情報の未更新自治会への対応（勧奨通知等） (2)民生児童委員、福祉推進委員、自治会等を対象として実施 | (1) ①要援護者台帳の基となるデータ（氏名等の個人情報、障害情報、要介護情報）に要援護者登録制度の支援者情報、緊急連絡先、身体情報等を追加して作成中。（～12月） ②9月に担当者会議で対応について協議し、今後の方策を確認した。年度内に順次作業を進める。 (2)今年度は要援護者台帳の取組をテーマに開催する予定。10月に実行委員会を立ち上げ、1月末の開催に向けて進める。 | (1) ①要援護者台帳の基となるデータベース化を実施 ②9月に担当者会議で対応について協議し、独自の取組自治会（71自治会）への実態調査を実施（3月）。今後、未更新自治会への勧奨予定 (2)フォーラムを1月31日に「要援護者台帳の取組み」をテーマに開催。事例を中心とした発表でディスカッションを実施（入場者数487名） | | |
| ② | ○第三次地域福祉計画の策定 | 通年 | (1)策定委員の選出（4～6月） (2)策定委員の委嘱（7月） (3)策定委員会の開催（4回） (4)庁内等のプロジェクトチームによる検討（4月～12月） (5)委員会からの答申（1月） (6)冊子の印刷（2～3月） | (1)6月に選出し、審議会等附属機関委員選考委員会で審議 (2)7月25日に委嘱 (3)第1回7/25、第2回9/19に実施 (4)第1回7/21に実施 | (1)6月に選出し、審議会等附属機関委員選考委員会で審議 (2)7月25日に委嘱 (3)第1回7/25、第2回9/19、第3回10/27、第4回12/22に実施 (4)第1回7/21、第2回10/16、第3回12/15に実施 (5)答申12/22 (6)3月に計画策定、冊子印刷、配布 | | |
| ③ | | | | | | | |
| ④ | | | | | | | |
| ⑤ | | | | | | | |
| 特記事項 | ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 住民支え合いマップをいざというときに使える体制を自治会内に整備してもらうため、説明会を実施し啓発に努めるとともに、要援護者の情報が確実に更新されるよう自治会、社協と連携を図る。 | | | ○取組による効果・残された課題 【効果】住民支え合いマップの独自の取組自治会の実態ができた。また、第3次地域福祉計画の策定を行った。 【課題】住民支え合いマップの更なる推進と更新作業の定着化を推進する必要がある。 | | | |